

福岡県被災宅地危険度判定士登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県被災宅地危険度判定実施要綱第2条第5号に規定する宅地判定士及び同条第6号に規定する危険度判定業務調整員の登録に關し必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第2条 県内に居住又は勤務する次の各号のいずれかに該当する者で、宅地判定士の登録を受けようとするものは、第10条第1項に規定する講習会を修了した上で、氏名、住所、生年月日、勤務先の名称、住所、電話番号及びメールアドレス並びに該当する資格要件を記載した申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1項第1号イからチまでに該当する者
 - (2) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
 - (3) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、特に知事が認めた者
 - (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者又は建設業法（昭和24年法律第100号）による土木、建築若しくは造園に関する一級施工管理の資格を有する者若しくは二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が添付の省略を認めたものについては、この限りではない。
- (1) 第10条第1項第1号の講習会を受講した者にあっては、同条第2項の受講修了証の写し
 - (2) 前条第1項第1号又は第4号に該当する者にあっては、宅地判定士資格要件申告書（様式第2号）及び資格要件を証明する書類
 - (3) 前条第1項第2号又は第3号に該当する者にあっては、宅地判定士実務経験証明書（様式第3号）
 - (4) 申請書の写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2センチメートルの写真）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 第1項の規定による申請は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

(宅地判定士の登録)

- 第3条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適當であると認めたときは、宅地判定士名簿に登載するとともに、申請者に宅地判定士登録証（様式第4号。以下「登録証」という。）を交付し、宅地判定士として適當でないと認めたときは、登録することができない旨を申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、本県職員のうち前条第1項各号に該当する者と同等以上の知識及び経験を有していると認めるものを宅地判定士として登録することができる。
- 3 登録の有効期間は、登録の日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(登録事項の変更)

- 第4条 宅地判定士は、第2条第1項の規定により申請した事項（該当する資格要件を除く。）に変更があったときは、宅地判定士名簿登録変更届（様式第5号）及び登録証を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、宅地判定士名簿の登録事項を変更するとともに、必要に応じ登録事項を変更した登録証を新たに交付するものとする。
- 3 宅地判定士は、福岡県以外の都道府県に居住地又は勤務先の所在地があることにより、登録を福岡県以外の都道府県知事に変更しようとするときは、届出書等新たに登録を受けることとなる知事に提出しなければならない。また、宅地判定士が新たに独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）の職員となったときは、届出書等を都市再生機構理事長に提出しなければならない。
- 4 福岡県以外の都道府県知事等から登録を受けた宅地判定士が、登録を福岡県知事に変更しようとするときは、第2条の規定による。この場合、福岡県以外の都道府県等が実施した講習会を第10条第1項に規定する講習会とみなす。
- 5 知事は、前項の規定により申請書を受理し、第3条の規定により宅地判定士名簿に登載したときは、変更前の登録を行っていた都道府県知事等に通知するものとする。
- 6 知事は、宅地判定士に第3項に該当する変更が生じ、福岡県以外の都道府県知事等から前項と同様の通知を受けたときは、登録を抹消するものとする。
- 7 第1項の規定による届出は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

(登録の更新)

- 第5条 登録の有効期間終了後も、引き続き宅地判定士として福岡県被災宅地

危険度判定 実施要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、登録の更新をすることができる。

- 2 前項の規定により登録の更新をしようとする者は、登録の有効期間の終了する日までに、知事に宅地判定士登録更新申請書（様式第6号）及び現に有効な登録証を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、速やかに登録を行うとともに、新たな登録証を交付するものとする。
- 4 前項の規定による更新後の登録の有効期間については、第3条第3項の規定を準用する。
- 5 第2項の規定による申請は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

（登録証の再交付）

- 第6条 宅地判定士は、登録証を紛失したときは、宅地判定士登録証再交付申請書（様式 第7号）により知事に再交付を申請することができる。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。
 - 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに再交付された登録証を知事に返還しなければならない。
 - 4 第1項の規定による申請は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

（登録の辞退）

- 第7条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、宅地判定士登録辞退届（様式第8号）に登録証を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、登録を抹消するものとする。
 - 3 第1項の規定による届出は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

（登録の取消し）

- 第8条 知事は、宅地判定士に宅地判定士としてふさわしくない言動があったと認めるとときは、登録を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により登録を取り消された宅地判定士は、速やかに登録証を知事に返還しなければならない。

（危険度判定業務調整員の登録）

- 第9条 知事は、宅地判定士である者のうち適当と認めるものを危険度判定業務調整員として登録することができる。

2 前項の登録は、宅地判定士名簿に危険度判定業務調整員である旨及びその認定年月日 を記載することにより行うものとする。

(講習会)

第10条 宅地判定士の登録を受けようとする者が受講しなければならない講習会は、次 に掲げるいずれかの講習会とする。

- (1) 知事が危険度判定に必要な知識及び技能向上のために開催する講習会
- (2) 被災宅地危険度判定連絡協議会が開催する講習会

2 知事は、前項第1号の講習会の受講を修了した者に対し、受講修了証（様式第9号） を発行する。

(宅地判定士名簿)

第11条 知事は、第3条第1項、第4条第2項、第5条第3項、第7条第2項、第8条 第1項及び第9条第2項に規定する宅地判定士名簿に関する手続を行ったときは、速や かにその内容を被災宅地危険度判定連絡協議会会長に通知するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。